

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画（令和5年3月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	区分	変更後					変更前					備考
19 頁、1 行	2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(3) 計画(令和3年度～令和7年度)					(3) 計画(令和3年度～令和7年度)					修正
		持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
		1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	・ ・ ・ 広報推進事業 <b>内容:</b> 本市の歴史・文化などの魅力を盛り込んだPR映像などの制作・発信、SNS等を活用した各種コンテンツの開催及び自治体メディアの運営など、PR事業を展開する。 <b>必要性:</b> 市の観光・物産振興を図るためには、南島原の認知度を向上させる必要がある。また、本市の認知度を高め、市外から多くの人を呼び込み、地域間交流を促進する必要がある。 <b>効果等:</b> ①南島原市の知名度向上	市	市の知名度は、観光客に対する訴求のみならず、移住定住においても重要なファクターであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	・ ・ ・ 広報推進事業 <b>内容:</b> 本市の歴史・文化などの魅力を盛り込んだPR映像などの制作・発信、SNS等を活用した各種コンテンツの開催及び自治体メディアの運営など、PR事業を展開する。 <b>必要性:</b> 市の観光・物産振興を図るためには、南島原の認知度を向上させる必要がある。また、本市の認知度を高め、市外から多くの人を呼び込み、地域間交流を促進する必要がある。 <b>効果等:</b> ①南島原市の知名度向上	市	市の知名度は、観光客に対する訴求のみならず、移住定住においても重要なファクターであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将	

				②観光・物産振興 ③地域間交流の促進 ⋮	来に及ぶ。			③観光・物産振興 ②地域間交流の促進 ⋮	来に及ぶ。			
37 頁、2 行	3 産業の振興	(3) 計画(令和 3 年度～令和 7 年度)				(3) 計画(令和 3 年度～令和 7 年度)						
		持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考		持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業第 1 次産業	⋮ <u>親元就農者支援事業補助金</u> 内容：市外で 3 年間以上就労した者が南島原市へ U ターンし親元就農する際、就農 1 年目に 100 万円、2 年目及び 3 年目に 30 万円の給付金を交付する。 必要性：農家の高齢化や後継者問題は深刻な状況であり、その対策となる取組が必要である。 効果等： ①農業生産技術の継承 ②農地の生産性の維持 ③集落・地域の存続	受益者	農業後継者を確保することは、耕作放棄地の発生や人口減少の抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。		2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業第 1 次産業	⋮ <u>農業後継者給付金</u> 内容：市外で 3 年間以上就労した者が南島原市へ U ターンし親元就農する際、就農 1 年目に 100 万円、2 年目及び 3 年目に 30 万円の給付金を交付する。 必要性：農家の高齢化や後継者問題は深刻な状況であり、その対策となる取組が必要である。 効果等： ①農業生産技術の継承 ②農地の生産性の維持 ③集落・地域の存続	受益者	農業後継者を確保することは、耕作放棄地の発生や人口減少の抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
												修正

		<p style="text-align: center;">⋮</p>													
54 頁、17 行 目	5 交通施 設の整 備、交通 手段の 確保	<p>(1) 現況と問題点 (ア) (国道、県道及び市道) 本市の主要道路は、諫早方面から一般国道 5 7 号が島原半島の西岸を経て、小浜、雲仙から島原市に至り、市域の東岸には、一般国道 2 5 1 号が海岸線に沿って走っている。また、島原半島の中央部を縦断する形で一般国道 3 8 9 号が国見から雲仙を経て口之津町に通じている。</p> <p><u>これらに加え、都市部や拠点を結ぶ</u>ネットワークとして県道 3 0 号 (小浜北有馬線)、4 7 号 (雲仙西有家線)、1 3 0 号 (加津佐停車場山口線)、1 3 2 号 (雲仙有家線)、1 3 3 号 (雲仙深江線)、2 0 9 号 (山口南有馬線)、2 1 7 号 (矢次南有馬線) が縦横に連絡しており、さらに市道が市内の集落及び主要公共施設等を結び、市民生活と産業活動・観光・交流の流れを支える交通基盤として重要な役割を果たしている。</p>	<p>(1) 現況と問題点 (ア) (国道、県道及び市道) 本市の主要道路は、諫早方面から一般国道 5 7 号が島原半島の西岸を経て、小浜、雲仙から島原市に至り、市域の東岸には、一般国道 2 5 1 号が海岸線に沿って走っている。また、島原半島の中央部を縦断する形で一般国道 3 8 9 号が国見から雲仙を経て口之津町に通じている。</p> <p><u>これらの主要道路へのアクセスや広域</u>ネットワークとして県道 3 0 号 (小浜北有馬線)、4 7 号 (雲仙西有家線)、1 3 0 号 (加津佐停車場山口線)、1 3 2 号 (雲仙有家線)、1 3 3 号 (雲仙深江線)、2 0 9 号 (山口南有馬線)、2 1 7 号 (矢次南有馬線) が縦横に連絡しており、さらに市道が市内の集落及び主要公共施設等を結び、市民生活と産業活動・観光・交流の流れを支える交通基盤として重要な役割を果たしている。</p>	修正											
55 頁、23～25 行目	5 交通施 設の整 備、交通 手段の 確保	<p>(1) 現況と問題 (ウ) (高規格道路及び三県架橋構想) 高規格道路が整備されていない本市では、市民は交通体系に対して大きな不満を持っており、交通体系の充実が基盤整備の大きな課題となっている。今後は、高規格道路をはじめとする道路網の整備を進め充実を図る必要がある。</p> <p>これまで長崎・熊本・鹿児島県の 3 県、関係市町村及び団体等が一体となって推進を続けてきた島原・天草・長島架橋構想については、九州西岸地域における地域的な交流・連携軸を形成し、生</p>	<p>(1) 現況と問題 (ウ) (高規格道路及び三県架橋構想) 高規格道路が整備されていない本市では、市民は交通体系に対して大きな不満を持っており、交通体系の充実が基盤整備の大きな課題となっている。今後は、高規格道路をはじめとする道路網の整備を進め充実を図る必要がある。</p> <p>これまで長崎・熊本・鹿児島県の 3 県、関係市町村及び団体等が一体となって推進を続けてきた島原・天草・長島架橋構想については、九州西岸地域における地域的な交流・連携軸を形成し、生</p>	追加											

		<p>活環境の向上、広域観光ルートの形成、人的交流の促進、産業連携や新産業の創出など様々な効果をもたらすことが予想される。</p> <p>平成27年8月に閣議決定された国土形成計画(全国計画)において、「海峡部等を連絡するプロジェクトについては、長期的視点から取り組む。」と記述され、また平成27年2月に公表された九州圏広域地方計画(骨子)では、「長崎、熊本、鹿児島」の3県にまたがる九州西岸地域の交流・連携機能の強化を図る。」とされた。<u>さらに令和3年7月に国が策定した「九州地方新広域道路交通ビジョン・計画」においても、九州リングネットワークの形成イメージが示され、島原天草長島連絡道路が構想路線に位置づけられている。</u>島原・天草・長島を結ぶ三県架橋の実現は、地域の将来の発展にとって不可欠なものである。</p>	<p>活環境の向上、広域観光ルートの形成、人的交流の促進、産業連携や新産業の創出など様々な効果をもたらすことが予想される。</p> <p>平成27年8月に閣議決定された国土形成計画(全国計画)において、「海峡部等を連絡するプロジェクトについては、長期的視点から取り組む。」と記述され、また平成27年2月に公表された九州圏広域地方計画(骨子)では、「長崎、熊本、鹿児島」の3県にまたがる九州西岸地域の交流・連携機能の強化を図る。」とされた島原・天草・長島を結ぶ三県架橋の実現は、地域の将来の発展にとって不可欠なものである。</p>																					
56 頁、24 行 目	5 交通施設の整備、交通手段の確保	<p>(2) その対策</p> <p>(カ) (国道、県道及び市道)</p> <p>①本市の主要<u>道路</u>である国道251号の歩道等交通安全施設の設置を促進するとともに、広域的な交流・連携を強める高規格道路等の整備要望を推進していく。</p>	<p>(2) その対策</p> <p>(カ) (国道、県道及び市道)</p> <p>①本市の主要<u>幹線</u>である国道251号の歩道等交通安全施設の設置を促進するとともに、広域的な交流・連携を強める高規格道路等の整備要望を推進していく。</p>	修正																				
114 頁、4 行 ～115 頁、2 行	13 その他地域の持続的発展に 関し必要な事項	<p>(3) 計画(令和3年度～令和7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的 発展施 策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 そ の他地 域の持</td> <td>(1) 過 疎地域 持続的</td> <td>⋮ <u>旧慈恩寺小学校除却事業 内容：旧慈恩寺小学校に 関する学校施設等を除却</u></td> <td><u>市</u></td> <td><u>維持管理 費(借地 料含む)</u></td> </tr> </tbody> </table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	12 そ の他地 域の持	(1) 過 疎地域 持続的	⋮ <u>旧慈恩寺小学校除却事業 内容：旧慈恩寺小学校に 関する学校施設等を除却</u>	<u>市</u>	<u>維持管理 費(借地 料含む)</u>	<p>(3) 計画(令和3年度～令和7年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的 発展施 策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 そ の他地 域の持</td> <td>(1) 過 疎地域 持続的</td> <td>⋮</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	12 そ の他地 域の持	(1) 過 疎地域 持続的	⋮			追加
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																				
12 そ の他地 域の持	(1) 過 疎地域 持続的	⋮ <u>旧慈恩寺小学校除却事業 内容：旧慈恩寺小学校に 関する学校施設等を除却</u>	<u>市</u>	<u>維持管理 費(借地 料含む)</u>																				
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																				
12 そ の他地 域の持	(1) 過 疎地域 持続的	⋮																						

		<p>継続的発展に関する必要な事項</p>	<p>発展特別事業 その他</p>	<p><u>する。</u> <u>必要性：敷地内に借地があるため、閉校（H28.3.31）後も借地料が生じている。また、借地のため施設の利活用が難しい。</u> <u>効果等：</u> <u>①次世代へ負担を残さない</u> <u>②施設維持管理費（借地料含む）の削減</u></p>		<p><u>の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</u></p>	<p>継続的発展に関する必要な事項</p>	<p>発展特別事業 その他</p>			
			<p>白木野体育館除却事業 <u>内容：白木野体育館を除却する。</u> <u>必要性：老朽化した施設（S59 建築）であり、施設利用者がほとんどいない。また、施設の維持管理費が生じている。</u> <u>効果等：</u> <u>①次世代へ負担を残さない</u> <u>②施設維持管理費の削減</u></p>	<p>市</p>	<p><u>維持管理費の削減による財政負担の低減は、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。</u></p>						
			<p>⋮</p>						<p>⋮</p>		

117 頁、2 行

事業計画(令和3年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	⋮		
		<p>広報推進事業  <b>内容:</b>本市の歴史・文化などの魅力を盛り込んだPR映像などの制作・発信、SNS等を活用した各種コンテンツの開催及び自治体メディアの運営など、PR事業を展開する。  <b>必要性:</b>市の観光・物産振興を図るためには、南島原の認知度を向上させる必要がある。また、本市の認知度を高め、市外から多くの人を呼び込み、地域間交流を促進する必要がある。  <b>効果等:</b>                      ①南島原市の知名度向上                      ②観光・物産振興                      ③地域間交流の促進</p>	市	市の知名度は、観光客に対する訴求のみならず、移住定住においても重要なファクターであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		⋮		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	⋮		
		<p>広報推進事業  <b>内容:</b>本市の歴史・文化などの魅力を盛り込んだPR映像などの制作・発信、SNS等を活用した各種コンテンツの開催及び自治体メディアの運営など、PR事業を展開する。  <b>必要性:</b>市の観光・物産振興を図るためには、南島原の認知度を向上させる必要がある。また、本市の認知度を高め、市外から多くの人を呼び込み、地域間交流を促進する必要がある。  <b>効果等:</b>                      ①南島原市の知名度向上                      ③観光・物産振興                      ②地域間交流の促進</p>	市	市の知名度は、観光客に対する訴求のみならず、移住定住においても重要なファクターであることから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。
		⋮		

修正

121 頁、1 行	事業計画(令和3年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	修正
		2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業第1次産業	<p style="text-align: center;">⋮</p> <p><b>親元就農者支援事業補助金</b>  <b>内容：</b>市外で3年間以上就労した者が南島原市へUターンし親元就農する際、就農1年目に100万円、2年目及び3年目に30万円の給付金を交付する。  <b>必要性：</b>農家の高齢化や後継者問題は深刻な状況であり、その対策となる取組が必要である。  <b>効果等：</b>  ①農業生産技術の継承  ②農地の生産性の維持  ③集落・地域の存続</p> <p style="text-align: center;">⋮</p>	受益者	農業後継者を確保することは、耕作放棄地の発生や人口減少の抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業第1次産業	<p style="text-align: center;">⋮</p> <p><b>農業後継者給付金</b>  <b>内容：</b>市外で3年間以上就労した者が南島原市へUターンし親元就農する際、就農1年目に100万円、2年目及び3年目に30万円の給付金を交付する。  <b>必要性：</b>農家の高齢化や後継者問題は深刻な状況であり、その対策となる取組が必要である。  <b>効果等：</b>  ①農業生産技術の継承  ②農地の生産性の維持  ③集落・地域の存続</p> <p style="text-align: center;">⋮</p>	受益者	農業後継者を確保することは、耕作放棄地の発生や人口減少の抑制に資することから、地域の持続的発展に資する取組であり、その効果は将来に及ぶ。	

151 頁、6 行 ～152 頁、2 行	事業計画(令和3年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		12 そ の他地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業 その他	<p style="text-align: center;">⋮</p> <p><u>旧慈恩寺小学校除却事業</u> <u>内容：旧慈恩寺小学校に</u> <u>関する学校施設等を除却</u> <u>する。</u> <u>必要性：敷地内に借地が</u> <u>あるため、閉校</u> <u>(H28.3.31) 後も借地料</u> <u>が生じている。また、借</u> <u>地のため施設の利活用が</u> <u>難しい。</u> <u>効果等：</u> <u>①次世代へ負担を残さな</u> <u>い</u> <u>②施設維持管理費(借地料</u> <u>含む)の削減</u></p> <p><u>白木野体育館除却事業</u> <u>内容：白木野体育館を除</u> <u>却する。</u> <u>必要性：老朽化した施設</u> <u>(S59 建築) であり、施</u> <u>設利用者がほとんどいな</u> <u>い。また、施設の維持管</u> <u>理費が生じている。</u> <u>効果等：</u> <u>①次世代へ負担を残さな</u> <u>い</u> <u>②施設維持管理費の削減</u></p> <p style="text-align: center;">⋮</p>	市	<u>維持管理</u> <u>費(借地</u> <u>料含む)</u> <u>の削減に</u> <u>よる財政</u> <u>負担の低</u> <u>減は、地</u> <u>域の持続</u> <u>的発展に</u> <u>資する取</u> <u>組であ</u> <u>り、その</u> <u>効果は将</u> <u>来に及</u> <u>ぶ。</u>	市	<u>維持管理</u> <u>費の削減</u> <u>による財</u> <u>政負担の</u> <u>低減は、</u> <u>地域の持</u> <u>続的発展</u> <u>に資する</u> <u>取組であ</u> <u>りその効</u> <u>果は将来</u> <u>に及ぶ。</u>	⋮	⋮	

追加